



転学（転出）の手続き

1 若葉小学校への連絡

- ☆ 引っ越し、転学が決まりましたら、事前に担任へこの旨をお知らせください。
転学の手続きをスムーズに進めることができます。

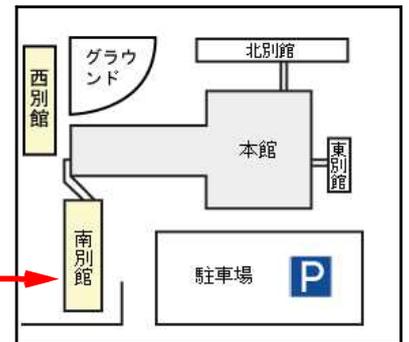
2 鳥栖市役所 市民課へ

- ☆新しい住所が決まりましたら、市民課で手続きをします。
(住所変更の手続きです。)
- ☆ここで、「児童生徒転入学通知書」を受け取ります。



3 鳥栖市教育委員会へ

- ☆ 市民課で受け取った「転入学通知書」を持って、教育委員会へ行きます。
ここで書類の確認をして、転学の事務的作業が進みます。ここでは確認作業だけです。
- ☆ 教育委員会は、市役所南別館2階にあります。
委員会の中の「学校教育課」で「転入学通知書を持ってきました。」と声をかけてください。



4 若葉小学校へ

- ☆ 「児童生徒転入学通知書」を持って、来校ください。
- ☆ 玄関に入って、事務室に声をかけてください。その後職員室へおいでください。
教務主任 または
教頭 が手続きを担当します。
- ☆ 事前に転学のための来校がわかっている場合は、すぐに次の書類と「児童ゴム印」をお渡ししますので、次の居住地の役所の住民課と転学先の学校へ持っていき、転入の手続きをしてください。事前連絡がない場合には、少しお待ちいただくことになります。



2F

「在学証明書」
本校に在学していたことを証明する書類です。

「教科書給与証明書」
本校で使っていた教科書の種類を明記した書類です。これをもとに、次の学校では、教科書の準備を行います。

※「児童生徒転出入通知書」
新旧の住所、児童名、保護者名、児童生年月日、学校区名を記載した書類です。

☆最後に事務室へ行って、諸経費（学級費・給食費）の精算をしてください。



※本校で使用した「教科書」の一部は次の学校でも使用します。
必要ないことがはっきりするまでは、保管しておいてください。